

都市型軽費老人ホームの概要

- 急速な高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者単独世帯が急激に増加。
- こうした高齢者のうち介護度の軽い者や低所得者に対する受け皿としては軽費老人ホームがあるが、都市部においては地価等の影響により居住費を含む利用料が高額のため利用しにくく、住み慣れた地域での居住を諦めざるを得ない状況。
- このため、都市部を中心とした地域において、居室面積や職員配置基準の特例を設け、利用料の低廉化を図るとともに、見守り機能等を備えた都市型軽費老人ホームを整備し、居住対策を促進。

○ 根拠法令(老人福祉法第20条の6)

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

○ 対象者

身体機能の低下により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者

○ 主な施設概要

基準内容	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
整備地域	全国 ※ 既成市街地等では、軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホームいずれも整備が可能	既成市街地等の都市部
定員	基準無し	20人以下(5人以上)
設備基準	○居室(21.6m ² 以上) ・原則個室(2人も可) ・洗面所、便所、収納設備、調理設備を設置 ※都市型軽費老人ホームには、娯楽室又は集会室等の設置義務が無く、食堂、浴室、便所、面談室、洗濯室、宿直室等の設備は軽費老人ホームの規定を準用する。	①居室(7.43m ² 以上) ・原則個室 ・居室内設備に関する規定なし ②食堂等の共用部分に調理設備

○ 平成22年4月1日施行

○ 東京都では、2010年度～2012年度の3年間で2,400人分の整備を予定している。

有料老人ホームにおける苦情について

東京都消費生活センターが受け付けた苦情種別順位の経年推移(平成16年－19年)

－MECONIS(東京都消費生活相談情報オンラインシステム)情報から－

(複数回答)

順位	平成16年度(44件)	平成17年度(64件)	平成18年度(96件)	平成19年度(109件)	
1	解約	17	返金	22	解約
2	返金	15	解約	18	返金
3	高価格・料金	10	契約書・書面	11	説明不足
4	保証金等	9	信用性	11	契約書・書面
5	説明不足	8	契約	10	クレーム処理
6	契約	8	高価格・料金	10	契約
7	信用性	7	説明不足	9	保証金等
8	約束不履行	6	保証金等	9	信用性
9	クレーム処理	4	約束不履行	7	約束不履行
10	契約書・書面	3	クレーム処理	6	高価格・料金
				9	クレーム処理
				11	

有料老人ホームの一時金について

＜保全措置の義務付け＞(老人福祉法第29条第6項)

- 一時金の算定根拠の明示及び保全措置の義務化

＜保全措置の対象となる費用の内容＞(老人福祉法施行規則第20条の9)

- いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として收受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる。

※家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。

＜保全の範囲＞(老人福祉法施行規則第20条の10)

- 500万円か返還債務残高かいずれか低い方とする。

＜保全の方法＞(平成18年3月31日厚生労働省告示第266号)

- ①銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ②指定格付機関による特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめるこ
とを約する保証保険
- ④信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約
- ⑤民法34条により設立された法人との間の保全のための契約で①から④に準ずるものとして都道府県知事
が認めるもの※
※(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金も該当しうる

＜契約の解除＞(有料老人ホーム設置運営標準指導指針)

- 契約締結日から起算しておおむね90日以内の契約解除の場合について、前払金の全部を利用者に返還
すること。
※ただし、契約解除日までの利用期間の係る利用料及び原状回復のための費用について、
適切な範囲で設定し、受領することは差し支えない。

- 一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること。